



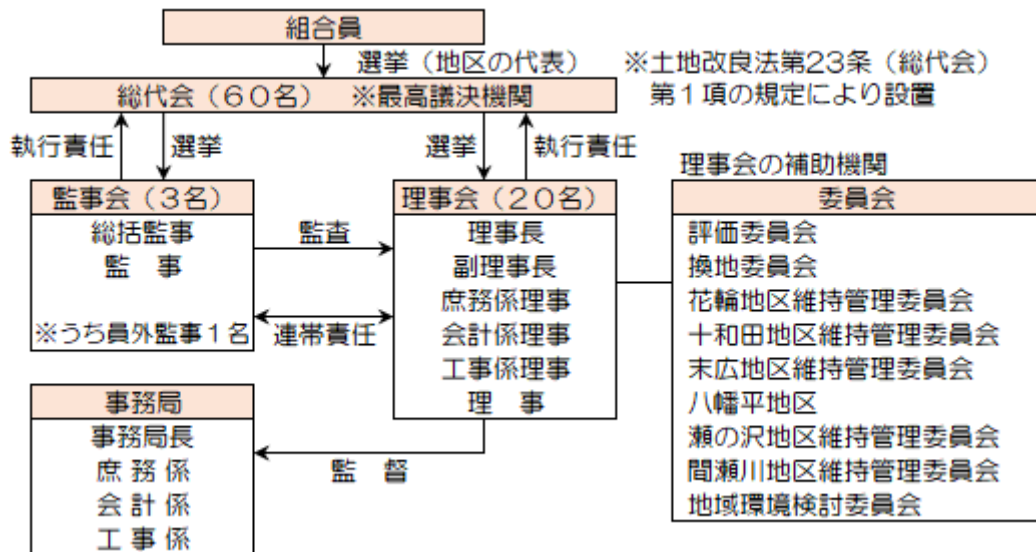
かつの土地改良区だより

21世紀土地改良区創造運動



(令和元年5月29日八幡平小学校出前授業、5月31日田植え体験学習)

《かつの土地改良区組織体系について》



令和元年 10月発行
水土里ネットかつの
かつの土地改良区

〒018-5201
秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL0186-23-3762 FAX0186-23-8378
mail: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

《令和元年10月1日現在の状況》 組合員数: 2,075名 賦課面積: 1,707ha (田1,676ha、畑31ha)

令和元年度 臨時総代会開催

～総代会とは、かつの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、令和元年6月30日（日）午前9時30分より、鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて令和元年度臨時総代会が開催されました。

議案は、平成30年度事業報告並びに一般会計収支決算等、令和元年度一般会計収支補正予算等を審議いたしました。

今回の議長は、十和田地区総代の沢田正春氏が選任され議案審議に入り、提案16議案は原案どおり満場一致で可決されました。

【出席者数】 総代58名中（定数60名中欠員2名）、51名出席（出席率87.9%）

【主な議決事項】

○平成30年度一般会計決算及び財産目録の承認

事業については平成30年度一年間における活動について報告し承認されております。平成30年度一般会計決算及び財産目録については下表のとおり承認されました。

【一般会計決算】



一般会計収入支出差引残金 1,933,172円 次年度へ繰越

【財産目録】

資 産		負 債	
1. 流動資産	4,206,881	1. 固定負債	232,293,734
現金及び預金	3,739,604	(日本政策金融公庫借入金)	
未収賦課金	467,277	花輪地区借入金	(33,576,000)
2. その他固定資産	35,129,626	高屋地区借入金	(16,447,600)
基本財産積立金	17,468,221	未広地区借入金	(176,749,334)
特定資産	17,661,405	永田地区借入金	(2,284,000)
		大久保地区借入金	(650,400)
		腰廻地区借入金	(2,586,400)
合 計	39,336,507	合 計	232,293,734

※日本政策金融公庫借入金については、関係組合員負担分です。

○令和元年度一般会計補正予算の議決

収入の部では、附帯事業収入760円増、雑収入264,468円減、他会計繰入額27,000円増、繰越金433,172円の増額補正で、収入補正後予算額計189,205,464円。

支出の部では、一般管理費30,000円増、予備費166,464円の増額補正で、支出補正後予算額計189,205,464円。

以上、令和元年度一般会計補正予算は議決されました。

※令和元年度の収支予算について、令和元年7月発行の土地改良区だよりに掲載しております。

《令和元年度 中間財務報告》

本土地改良区の財務状況を知っていただくため、下表のとおり平成31年4月1日から令和元年8月31日までの一般会計収支予算の執行状況並びに財務に関する事項を公表致します。

【令和元年度 一般会計予算の執行状況】

令和元年8月31日現在

収入予算科目	予算額(円)	収入額(円)	収入率(%)	支出予算科目	予算額(円)	支出額(円)	執行率(%)
土地改良事業収入	29,065,000	0	0.0	土地改良事業費	4,829,000	20,000	0.4
附帯事業収入	779,760	658,260	84.4	一般管理費	19,993,000	7,242,233	36.2
補助金等収入	100,536,000	100,400,000	99.9	負担金等	50,069,000	0	0.0
受託料収入	200,000	200,000	100.0	借入金返済支出	107,952,000	100,400,000	93.0
雑収入	941,532	276,193	29.3	他会計繰出金	5,556,000	0	0.0
借入金収入	49,688,000	0	0.0	選挙費	216,000	215,472	99.8
他会計繰入額	5,762,000	5,438,000	94.4	予備費	290,464	0	0.0
繰越金	1,933,172	1,933,172	100.0	収支外		578,624	
収支外		655,320					
収入合計	188,905,464	109,560,945	58.0	支出合計	188,905,464	108,456,329	57.4
収入支出差引残				1,104,616円			

《令和元年度 賦課金徴収について》

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10a当たり)	
土地改良区 運営に要する 経常費	事務費	地区内の田 1,000円
		地区内の畑 500円
		末広事業地区 500円
		腰廻事業地区 300円
	維持管理費	花輪地区 地区内の農地 200円
	十和田地区 //	500円
	瀬の沢地区 //	500円
	間瀬川地区 //	200円
	末広地区 //	1,000円以内
借入償還金等 <small>※単価については、面積割平均単価として記載しております。</small>	特別賦課金	花輪地区 県営ほ場整備事業 245~5,454円
		高屋地区 県営ほ場整備事業 5,622円
		末広地区 県営ほ場整備事業 48円以内
		永田地区 地下かんがいシステム導入支援事業 4,050円
		大久保地区 地下かんがいシステム導入支援事業 5,291円
賦課時期	令和元年10月1日	徴収時期 令和元年11月30日
徴収方法	◎かつの土地改良区預入金金融機関へ振込 ◎本土地改良区において直接徴収	

【賦課金口座振替について】

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、農協口座をお持ちの組合員の方は、『口座振替依頼書』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。

かつの土地改良区
Tel.0186-23-3762

任期満了に伴う役員選挙結果

令和元年6月30日任期満了に伴う役員選挙が執行され、理事20名、監事3名の役員が決定し、7月16日に開催した理事長及び副理事長、総括監事の互選会において、かつの土地改良区の新執行体制が以下のとおり決定しました。役員任期は、令和元年7月14日から令和5年7月13日までの4年間年間となります。(※印は新任)

【理事長】			役職	氏名	地区	役職	氏名	地区
田口 信一	十和田							
【副理事長】			阿部文一郎	八幡平	綱木 守	八幡平		
小館 昇	瀬の沢		※村木 春夫	末広	※阿部 忠良	八幡平		
役職	氏名	地区	※阿部 一敏	八幡平	田口 裕	間瀬川		
理事	橋場 義則	花輪	成田 尚平	末広	【総括監事長】			
	石川 善衛	十和田	米田 新一	間瀬川	高屋 勉	花輪		
	安保 栄一	花輪	金澤 文好	八幡平	役職	氏名	地区	
	戸舘 守	八幡平	※浅石 昌敏	八幡平	監事	豊下 茂	員外	
	相馬 勇悦	花輪	沢田 人美	十和田	事	阿部 成憲	八幡平	

組合員の皆様へ！

【組合員の資格に移動があった場合の届出】

下記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の修正は行われません。（土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務）届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので必ずお届け下さい。

◆ 組合員資格得喪通知

組合員資格に変更があった場合は、土地改良法第43条の規定に基づき「組合員資格得喪通知書」により届出をお願いします。

- ① 生前一括贈与する場合
- ② 農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ③ 組合員が死亡した場合
- ④ 売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます。

- ◎農地の権利移動（農地の売買や賃貸借をする場合）の際は、賦課金滞納の有無にご注意ください。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。
- ◎競売物件には土地改良区賦課金の滞納ありと明記されておりますのでご確認下さい。

※土地改良法第42条第1項 権利義務の継承

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

【農地を農地以外へ転用する場合の届出】

当土地改良区の地区内にある農地（田）を農地以外に転用するときは、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」等により届出をお願いします。また、決済金の納付が必要となります。

◆ 農地転用、地区除外

- ① 農地を宅地・店舗・駐車場等に転用するとき
- ② 農地を地目変更等（田を畑にする場合など）により変更するとき

※公共事業用地（道路等）として買収された場合も届出が必要ですのでご注意ください。

※決済金とは、転用により農地が減少してしまうと、土地改良施設を維持するために、残された組合員の負担が増えてしまうので、農家負担の公平を図るために土地改良法第42条の規定により、決済金を納めていただくことになっています。

【管理施設を農業用以外に利用する場合の届出】

組合員の農外目的及び組合員以外の者が施設を利用する場合、申請書を提出して頂きます。また、施設維持管理規程に基づき施設を利用する者から、その利用目的に応じて維持管理協力金を徴収させていただきます。

◆ 施設等の他目的使用

- ① 事業所排水・し尿処理排水（合併浄化槽設置時など）又は、用排水路占用
- ② 農道占用

詳しくは、かつの土地改良区までお問い合わせください。

農作業事故には気をつけて！

これから秋の農繁期を迎え、農業機械による作業が増加することに加え、日没が早まることなどから、農作業事故の発生が懸念されます。

近年、農業従事者の高齢化に伴い、高齢農業者の事故が増えてきています。事故原因別では、機械操作に伴う事故が多く、乗用型トラクターによるものがほとんどです。

事故防止には、一人一人が高い安全意識を持って作業を行う事が重要ですが、日頃から家族や地域ぐるみで「気をつけて！」の一言を掛け合い、ゆとりを持って安全作業を心がけましょう！



